

福島県が今後設立する予定の「ふくしま省エネ（LED 照明） J-クレジットクラブ（仮称）」の運営規約【暫定版】です。文言等について変更の場合があります。

※本規約の施行（＝クラブの設立）は、令和6年度中を予定しております。

※入会届等の様式は、クラブ設立の際に指定します。

ふくしま省エネ（LED 照明） J-クレジットクラブ（仮称） 運営規約 【暫定版】

（目的）

第1条 本会は、福島県が実施する脱炭素化に向けた取組の一環として、会員が省エネルギー設備に更新することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットを脱炭素化に向けた取組に活用することを目的とする。

（運営・管理）

第2条 本会の運営・管理は福島県（以下「運営・管理者」という）が行う。

2 運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- （1）本会への参加申込書の受理及び参加要件の確認に係る業務
- （2）J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- （3）J-クレジット認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （4）認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （5）省エネルギー対策等の取組に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は福島県生活環境部環境共生課及び商工労働部経営金融課において行う。ただし、運営・管理の全部又は一部を外部に委託して行うことができるものとする。

（入会の申込）

第3条 本会に入会しようとする者は、「入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

（入会の資格）

第4条 本会に入会しようとする者は、創出されたJ-クレジットの売却益が福島県の実施する脱炭素化に向けた取組に活用されることに同意のうえ、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本会へ入会届を提出した日の2年前の日以降に、事業所の設備を省エネルギー設備（LED 照明）に更新していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) 省エネルギー設備（LED 照明）を使用することにより発生した環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果＝J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡することに同意すること。
- (5) 環境価値の取引による収益を、福島県が実施する脱炭素化に向けた取組に活用すること、その結果として譲渡した分につき「省電力の照明設備に更新することで温室効果ガス排出量を削減」したことを主張できなくなることに同意すること。
- (6) 本会に登録する省エネルギー設備（LED 照明）が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

（J-クレジットの取り扱い）

第5条 会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者における利用目的に活用することとする。

（実績報告）

第6条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、省エネルギー設備（LED 照明）の使用実績を別途指定する様式にて報告すること。

（業務の報告）

第7条 運営・管理者は、第2条第2項各号に掲げる業務の実績を、会員に対して年1回報告することとする。

2 前項の報告は、運営・管理者が福島県生活環境部環境共生課及び福島県商工労働部経営金融課ホームページ上に掲載することにより行うこととする。

（設備の処分等）

第8条 会員は、第11条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 省エネ設備（LED 照明）が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 省エネ設備（LED 照明）を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供

すること) しようとするとき。

(退会)

第9条 会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者は、会員が次の各号に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 第4条に掲げる要件を満たしていないとき。

(2) 前条の届出があったとき。

(3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。

(4) 第11条に定める期間を経過した場合。

(会費)

第10条 本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条 会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。ただし、本会の実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第12条 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(規約の改定)

第13条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく、必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和 年 月 日から施行する。